「ストップ金密輸」緊急対策

平成 29 年 11 月 7 日 財務省関税局

はじめに

財務省税関は、「安全・安心の社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」 及び「貿易円滑化の推進」を3つの使命とし、迅速で円滑な通関と同時に厳格な 密輸取締りを行うため、日々取り組んでいるところです。

一方、近年、金地金の密輸入事件が多発し多額の輸入消費税の脱税が発覚しており、さらには国内においても金を巡る強盗事件なども発生し、社会的に大きな問題として浮かび上がってきています。3つの使命の達成に向け日々取り組んでいる税関としては、このような事態を看過できないと考えており、厳正に対処することが喫緊の課題であると認識しております。

そこで、今般、金地金の密輸に対し税関における水際での法執行を積極的かつ 厳格に推進するために「「ストップ金密輸」緊急対策」を策定しました。その内 容は、第一の柱として検査の強化、第二の柱として処罰の強化、第三の柱として 情報収集及び分析の充実に取り組むこととし、その他に広報の充実、体制の強化 などを行うというものです。これらの施策を通して、金密輸に対し緊急に総合的 に取り組むこととします。

国民の皆様には、金地金の密輸の深刻な現状を改めて認識いただいた上で、税 関検査の強化等の対策の必要性をご理解いただくとともに、密輸情報の提供な ど、税関行政へのご協力をお願い致します。

平成 29 年 11 月 7 日 財務省関税局

目次

はじめに		1
第1章 瑪	B状の分析と対策の必要性	3
1 - 1	税関を取り巻く現状	3
1 - 2	本緊急対策の背景	4
1 - 3	対策の方針	8
第2章 梅	音の強化 — 第一の柱	9
2 - 1	旅客への検査の強化	9
2 - 2	門型金属探知機の新規導入	9
2 - 3	X線検査装置の配備拡充	10
2 - 4	キャッシュ・クーリエ対策	10
2 - 5	商業貨物及び国際郵便物等の検査強化	10
2 - 6	プライベートジェットを含む航空機の機内検査の強化	
2 - 7	監視艇の活用による洋上取引等への対応	
第3章 处	L罰の強化 — 第二の柱	11
3 - 1	厳正な通告処分の実施	
3 - 2	告発の増加	11
3 - 3	密輸された金地金の没収	
3 - 4	罰則の強化	12
第4章 情	「報収集及び分析の充実 — 第三の柱	
4 - 1	情報収集・連携強化	12
4 - 2	情報分析力の強化	
4 - 3	国内流通におけるコンプライアンスの確保	13
第5章 そ	- の他	14
5 - 1	広報の充実	
5 - 2	体制の強化	14
参考資料	金密輸の事例集	16

第1章 現状の分析と対策の必要性

1-1 税関を取り巻く現状

我が国税関は、社会や経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度 化が進行する中で、その使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平 な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」を着実に果たしていくことを目指し ています。

我が国に流入する旅客・貨物・郵便物は引き続き増加傾向にあります。特に、 訪日外国人旅行者は、2016年に約2,404万人に達し、この数年間で大幅に増加 しています。クルーズ船の寄港回数も2016年には2,017回と過去最高を記録し ており、今後も、増加が見込まれています。政府としても、今後、訪日外国人を 2020年に向けて4,000万人、2030年には6,000万人とすることを目指すこと としています。

他方で、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュ等において邦人がテロの 犠牲となる事案が発生し、また、ISIL 等が日本をテロの標的として名指しする など、テロの脅威が現実のものとなっています。そのような中で、我が国では、 2019年にG20、TICAD(アフリカ開発における東京国際会議)、ラグビーワー ルドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピックと、各国要人を含め た多くの人々が我が国に集う諸行事の開催が予定されており、テロ対策に万全 を期す必要があります。

また、覚醒剤などの不正薬物の密輸摘発や知的財産侵害物品の輸入差止も高 止まりしています。さらに、本緊急総合対策の対象である金地金¹の密輸摘発も 急増しており、巧妙化・多様化する密輸に対し、効果的・効率的な水際取締りを 行う必要があります。

このように、税関は、迅速で円滑な通関を行うとともに、厳格な密輸取締りを 行うことが求められています。

3

¹ 本文中では、「金」について、「金地金」と表記し、金塊に加えて一部加工された金製品も含みます。





1-2 本緊急対策の背景

(金地金密輸の仕組み)(図3参照)

金地金の密輸は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の 金買取業者(金買取店)に売却することによって、消費税額相当分を利益として 獲得することを目的に行われていると考えられます。

例えば、本体価格 500 万円/kg の金地金 5 kg (2,500 万円) を輸入する場合、本来であれば輸入時に税関で 200 万円 (2,500 万円×8パーセント) の消費税を

納付する必要があります。しかしながら、密輸を企てる者は、その消費税の納付を行うことなく、金地金を国内に持ち込みます。そうして密輸した金地金を市中の金買取業者が消費税(200万円)込みの価格で買い取ることによって、密輸を企てる者は、この消費税相当分を利益として得ることとなります。

金地金の密輸によって得られた利益については、国外に持ち出され、新たな金 地金の購入資金に充てられているようです。そして、このような金地金の密輸は、 多くの場合、組織的に行われていると考えられます。

一方、金買取業者が買い取った金地金は、その後は正規の流通経路に乗ること となり、国内需要を上回る分は輸出され、国際的な金市場に還流していると考え られます。

このような仕組みで金地金の密輸が行われているとすれば、密輸を通じて得られた利益は、犯罪組織の資金源になっている可能性があると言えます。



(図3) 金地金密輸の仕組み (例)

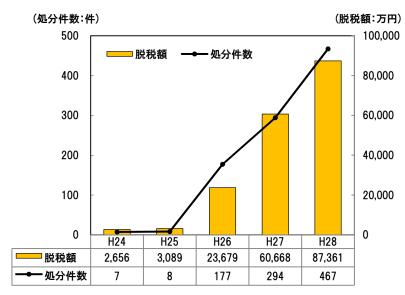
(金地金の密輸摘発状況等)

近年、税関では金地金の密輸事件の摘発が頻発しており、取締りを強化し、摘発した場合には徹底した調査を行い、厳正に対処しているところです。例えば、平成 28 年に金地金密輸を摘発した件数は 811 件であり、押収量は約 2.8 トンにのぼります。さらに、金地金の密輸摘発は増加の一途をたどっており、平成 29年1月から9月までの金地金密輸の摘発件数は 976 件、押収量は約 4.5 トンと、平成 28 年1 年間の摘発件数や押収量を既に上回っています。

また、税関では密輸を摘発した後は徹底的な調査を行い税関長による通告処

分や告発といった処分を行っています。平成 28 事務年度²に全国の税関が処分した関税等脱税事件 561 件のうち 467 件は金地金の密輸事件によるものでした。この 467 件という処分件数は前年度比で 1.6 倍、またその脱税額は総額で約 8.7 億円(前年度比 1.4 倍)と過去最高を記録しています。

(図4) 金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移(平成24~28事務年度)



事務年度(7月~6月)ベース

(密輸の背景と態様)

このように金地金の密輸の摘発が急増していることから、金地金の密輸が相当程度行われていると考えられます。その要因としては、そもそも金地金が小型で隠匿が容易な高価な物品であるということ³とともに、密輸を企てる者にとって密輸に対する罰則が軽いと見られていること、国内の金買取業者における換金が比較的容易であること、金地金の国際価格が存在することから価格の予見性があるとともに、近年、その価格が高止まりしていることなどがあると考えられます。

ここで、隠匿手口に着目してみると、摘発の多くが身辺に金地金を隠匿する、 又は携帯品に忍ばせるなどの単純な隠匿です。しかし、最近では、航空機内や船 内への隠匿や、金地金を装飾品や部品に加工しての隠匿など、より巧妙な手口も 見られるようになっています。

² 税関における事務年度とは7月から翌年6月末までの期間です。例えば、平成28事務年度とは平成28年7月から平成29年6月までを示しています。

 $^{^3}$ 金の価格は $1 \, \mathrm{kg}$ あたり約 $500 \, \mathrm{5PC}$ 声価でありながら、大きさは $10 \, \mathrm{cm} \times 5 \, \mathrm{cm} \times 1 \, \mathrm{cm}$ 程度と小型で隠匿が容易です。

さらに、密輸形態別に摘発状況を見ると、従前から航空機旅客による金地金の密輸が全体の多くを占めておりますが、これに加えて、最近では、クルーズ船旅客による密輸や商業貨物による密輸が増加しており、さらに航空機やクルーズ船の乗組員や添乗員による密輸や、洋上での取引を行う手口も見られるようになっています。

密輸の規模に着目しても、大口の密輸の摘発が多発しています。また、税関が 事件調査を徹底する中で、金地金の密輸は個々人によるものだけではなく組織 的に反復して行われている事案も確認しています。

このように金地金の密輸は、組織的に行われていることがうかがえます。また、 密輸された金地金は金買取業者に持ち込まれていますが、これが国内における 金塊強奪事件や金取引に関する現金強奪事件、さらには現金の無許可輸出事件 の発生の遠因となっていると考えられます。

(統計からみた金地金の輸出入)

金地金の密輸がどの程度行われているかはわからないところです。しかし、貿易統計による金地金の輸出入量 4 に着目すると、輸出量は 2014 年 114 トン、2015 年 137 トン、2016 年 197 トンと急増しています。一方、輸入量は 2014 年 16 トン、2015 年に 9 トン、2016 年に 5 トンと減少しており、輸出量と輸入量との差である輸出超過量は、2014 年 98 トン、2015 年 128 トン、2016 年 192 トンと急速に拡大しています。

他方、貴金属流通統計によると、2016年における金地金の国内生産量5は96トン、国内消費量6は58トンとなっています。

金地金の密輸について、正確な規模は分かりませんが、これらを踏まえると、 金地金の密輸入を税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の利益 が密輸を企てる犯罪組織などに流れているおそれがあることを示唆しています。

⁴ 輸出入量は、関税定率法別表の第71.08項の金のもの。

⁵ ここでいう生産量とは、生産者が国内鉱、海外鉱、スクラップなどから当該事業者において生産した金地金の量を示します。

⁶ ここでいう消費量とは、電気通信機・機械用部品、歯科・医療用、宝飾品用などに消費された金地金の量を示します。

(図5)金地金の取引価格7の推移



(出所) 東京商品取引所「統計月報」

1-3 対策の方針

このように、金地金の密輸は、多くの場合、組織的に行われ、また、手口が巧妙化し、密輸形態が多様化しています。税関としては、このような状況を看過できないと考えています。そこで、金地金の密輸に対して、検査の強化、処罰の強化などについての総合的な対策を緊急にとることとしました。

具体的施策は第2章から示しますが、第一に、旅客や貨物に対して、一層厳格な取締りを行うため、これまでの取締方法を総点検した上で、水際において徹底した検査を行います。その際、旅客や貨物が急激に増加していることを踏まえ、新たな検査機器を導入することにより、できるだけ迅速に効率的な検査を行います。

第二に、摘発した金地金密輸事件については、組織性や反復性を踏まえ処罰を強化します。具体的には、事件の全容解明を目指した徹底的な犯則調査を行い、悪質な事件については告発することにより、懲役刑や没収などを含む刑事罰による厳正な処罰を求めていきます。また、現行制度上、金地金密輸に対する罰金上限額は1,000万円8となっていますが、金地金密輸に対し一層の経済的不利益を与えるとともに、抑止効果を高めるために、罰金上限額の引上げを検討します。

⁷ 東京商品取引所における金先物(直近限月取引)の月平均約定値段から年平均を算出。

 $^{^8}$ 消費税法上、脱税額が 1,000 万円を超える場合には、情状により、脱税した消費税額までの罰金額とすることができます。

第三に、金地金密輸を阻止するために、乗客予約記録 (PNR: Passenger Name Record) など税関が入手している情報の分析力を強化し、同時に、関係機関との更なる連携強化に取り組みます。

その他、広報を充実するとともに、これらの対策に必要な体制を整備します。 税関としては、金地金密輸の撲滅を目指し、これらの対策に早急に取り組みます。

第2章 検査の強化 ― 第一の柱

2-1 旅客への検査の強化

税関では、これまでも様々な情報を分析することにより、金地金の密輸リスクの高い旅客を事前に選定するとともに、旅客に対して質問を行い、必要な場合には荷物の検査を実施しています。しかしながら、旅客による金地金の密輸が後を絶たないことから、密輸のおそれのある旅客に対する取締りを一層強化する必要があります。

これまでの摘発実績を見ると、航空機やクルーズ船など様々な経路で多様な 旅客、乗組員等が「運び屋」として金地金の密輸に加担していることが分かって います。

したがって、昼夜を問わず柔軟かつ大胆な方法で厳格な検査を徹底的に実施することで、旅客等への検査の強化を図る必要があります。まず、全旅客に対し金地金の所持の有無を確認することを徹底し、その上で検査を強化して、申告のない金地金を摘発した場合には、厳正に対処します。検査の強化の例としては、門型金属探知機や X 線検査装置などの検査機器の配備、身辺検査の強化等が挙げられます。

2-2 門型金属探知機の新規導入

税関では、入国時の税関検査において、すでに携帯型の金属探知機を活用した旅客の検査を実施していますが、悉皆的な旅客の検査や効率的な身辺検査を行うことができるように税関検査場内に門型金属探知機を新たに配備します。配備に際しては、できるだけ早期に全国的に配備することを目指し、まずは入国旅客数の多い空港等に重点的に配備します。これにより、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通関を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りを実施します。



図6 門型金属探知機のイメージ

2-3 X線検査装置の配備拡充

税関では、スーツケース等を加工するなどして隠匿する密輸手口に対応するため、現在でもX線検査装置を用いた検査を実施しているところです。今後、金地金密輸に対し厳格な検査を行うためには、悉皆的にX線検査が実施できるようなX線検査体制を整える必要があります。また、X線検査装置を積極的に増配備することにより、これまで以上に効率的かつ効果的な取締りを実施します。

2-4 キャッシュ・クーリエ対策

金地金を売却して得た現金を密輸出することにより、その現金を元手にさらなる金地金の密輸入を繰り返していると考えられます。

これまでも多額の現金等の携帯輸出入(キャッシュ・クーリエ)対策に取り組んでいるところですが、関係機関等との連携強化などを通じて出国取締体制の強化を図り、多額の現金等を携帯品に隠匿して持ち出そうとした場合には、関税法違反として厳格に取り締まります。このような多額の現金等に関する輸出の取締強化を通じて金地金の密輸入対策の効果を高めます。

2-5 商業貨物及び国際郵便物等の検査強化

金地金の密輸については、現状、航空機旅客が身辺に隠匿する、又は携帯品に 忍ばせるなどの隠匿がその大宗を占めていますが、商業貨物に隠匿する事案も 発生しています。今後、商業貨物(航空貨物や海上貨物)のほか国際郵便物を利 用した密輸が増加する可能性があります。

特に、航空貨物については、国際エクスプレス貨物や国際宅配便などと呼ばれる、荷送人の戸口から荷受人の戸口までの一貫輸送(ドア・ツー・ドア)を基本とする貨物(いわゆるSP(Small Package)貨物)の輸出入が増加傾向にあることに留意する必要があります。

このような物流の変化に対応しつつ、過去に摘発された事例の分析結果等に基づき厳格に審査を実施します。同時に、輸送形態の違いに関わらず貨物重量の確認やX線検査装置等を活用した厳重な検査を徹底することにより、金地金の密輸防止に取り組んでいきます。

2-6 プライベートジェットを含む航空機の機内検査の強化

金地金等を航空機内に隠匿した密輸入事案の摘発が増加していることから、 航空会社と協力しつつ、航空機内の検査を強化するとともに、機内の隠匿に使用 されるおそれのある場所を把握した上で、検査機器を活用し効率的かつ厳格な 機内検査を実施します。

2-7 監視艇の活用による洋上取引等への対応

覚醒剤等の洋上取引や離島における密輸取締に従事している税関監視艇を、 金の洋上取引等の監視活動にも投入し、海上保安庁等との連携を図りつつ、海上 や離島における取締強化を図ります。

第3章 処罰の強化 ― 第二の柱

3-1 厳正な通告処分の実施

税関が摘発した金地金の密輸については、犯則嫌疑者等に対して出頭を求め、これらの者に対して質問をし、又は、必要に応じて裁判官が発する許可状により捜索・差押等を実施する等必要な犯則調査を実施します。調査を終えると、税関長は、行政上の制裁としての通告処分(罰金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告)を行うこととなりますが、事犯の情状が懲役の刑に処すべきものであるとき等は、検察官に刑事訴追を求めるため告発することになります。

通告処分を行う場合であっても、金地金の密輸に対して一層の経済的不利益を与えるとともに、抑止効果を更に高める観点から、「運び屋」の処分にとどまらず、徹底的な犯則調査により背後にいる関係者を含めた全容を解明した上で、厳正な通告処分を実施します。

3-2 告発の増加

金地金の密輸を根絶するためには、徹底的な犯則調査によって事案の全容を 解明した上で、刑事裁判による厳正な処罰を与えることが有効であると考えられます。このため、検察官への告発を目指し、都道府県警察、検察庁、海上保安 庁等の関係機関と連携しています。これまでも関係機関と連携した犯則調査の 結果、検察官に告発した事案については、刑事裁判において、懲役刑などの自由 刑も言い渡されています。今後更に関係機関との連携による身柄拘束を含めた 徹底的な共同調査・捜査を積極的に推進し、告発の増加を図ることが重要となり ます。

金地金の密輸に対するこれまでの調査結果から、密輸を企てる者の活動範囲 が広域化するとともに、密輸した金地金の回収役、売却役、売却後の現金の国外 への持出し役等、役割分担が進んでいることがうかがえます。このような事案の 広域化・分業化に対応するため、税関を跨いだ金地金の密輸事案の調査を専門に 行う部門(仮称:特別調査チーム)を東京税関、大阪税関及び門司税関に編成し ます。

3-3 密輸された金地金の没収

金地金の密輸に対しては厳正な処分がなされており、密輸した金地金自体も 刑法の規定により犯罪組成物として没収の対象とされています。例えば、韓国からの航空機を利用した複数の旅客が65キロの金地金を密輸した事案においても、 港からの航空機を利用した旅客が1キロの金地金を密輸した事案においても、 懲役刑の付加刑として金地金自体が没収されており、密輸量の多寡にかかわらず没収が適用されているところです。税関として、より積極的に告発することによって金地金の密輸を刑事裁判の対象とし、刑事裁判による金地金自体への没収の適用を図っていきます。

3-4 罰則の強化

金地金の密輸については、消費税法違反(消費税脱税)、地方税法違反(地方消費税脱税)及び関税法違反(無許可輸出入罪)の3罪が成立します。現行の法定刑は、消費税法及び地方税法違反については懲役10年以下及び罰金1,000万円以下(脱税額が1,000万円を超える場合には脱税額まで)、関税法違反については懲役5年以下及び罰金500万円以下となっています。

金地金の密輸者に一層の経済的不利益を与えるとともに、金地金の密輸に対する抑止効果を更に高める観点から、早急に罰則の強化に向けた検討を進めます。

第4章 情報収集及び分析の充実 — 第三の柱

4-1 情報収集·連携強化

密輸の経路が広範にわたっていることを受け、関係者等からの情報収集や国内外の関係取締機関(諸外国の税関当局、国税庁、警察、海上保安庁、入国管理局)との情報交換をさらに促進することにより、金地金密輸の摘発の増加や組織的な密輸の解明につなげていきます。

◇関係者等からの情報収集

財務省・税関では、従来から関係者や広く国民の皆様などからの密輸に関する情報収集として、密輸ダイヤル (0120-461-961 (シロイ、クロイ)) を活用しているところです。金地金密輸の摘発に有用な情報についても関係者等からの収集を強化していきます。皆様におかれましては、金地金密輸についてお気づきの点等について積極的に税関への情報提供をお願いいたします。提供いただいた情報については、提供者の秘密保持を徹底した上で税関として密輸防止に活用していきます。

◇諸外国の税関当局

財務省関税局では、諸外国の税関当局との情報交換を推進すべく、税関当局間

の国際的な協力枠組みである税関相互支援協定等の締結に積極的に取り組んでいます。金地金の密輸防止に向けて、引き続き税関相互支援協定等を活用した諸外国の税関当局との情報交換を積極的に行っていくとともに、関連する国際会議などの機会を活用し、諸外国の税関当局に対し積極的な情報提供を働きかけるなど一層の情報入手に努めていきます。

◇国税庁

財務省関税局・税関は、金地金に係る適正かつ公平な課税の実現のため、国税 庁と相互協力を図りながら、課税上有効と認められる情報交換を行います。

◇警察・海上保安庁

金地金の密輸事犯の摘発増加や組織的な密輸の解明を目的に、金地金の密輸 を巡る情勢や密輸を企てる者に関する情報交換を推進する必要があります。こ のため、関係機関の連携のための枠組みを整備し、金地金の密輸事犯を巡る情勢 等を共有するとともに、個別事犯についての情報交換を実施することにより、情 報収集・連携の強化を図ります。

◇入国管理局

財務省関税局・税関は、金地金の密輸事犯を水際で確実に阻止するため、入国 管理局と情報交換を行うとともに、水際における入国旅客の審査・検査について、 引き続き連携強化を図ります。

4-2 情報分析力の強化

我が国の税関空港に入港する外国貿易機は、関税法に定める入港手続の一環として、税関に対して乗客予約記録(PNR)及び事前旅客情報(API: Advance Passenger Information)を報告することになっています。税関では、これらの事前情報を活用し、入国する航空旅客に対して金地金密輸の観点での分析と事前選定を的確に行い、水際において効果的・効率的な取締りを実施します。他方、船舶旅客についても、今後集中的に事前選定を実施し、選定体制を強化していくことにより、一層の分析力向上を図ります。

また、関係機関から入手した情報や取締りを通じて得られた関連情報を分析し、組織的な密輸の解明や金地金密輸の摘発の増加に繋げていきます。

4-3 国内流通におけるコンプライアンスの確保

金地金の密輸による消費税の脱税を根絶し、さらには密輸に関連すると見られる国内における金塊強奪事件や現金強奪事件を防止するためには、税関による水際取締りのほか、密輸された金地金が容易に国内で売却、市場に流通されることのないようにすることも極めて重要だと考えられます。

現状、金地金の流通に携わる事業者は、犯罪収益移転防止法⁹に基づき、買取の際には本人確認や取引記録の保存、行政庁への疑わしい取引の届出等、特定事業者としての義務を課せられており、その履行に努めているところです。自らが仮にも密輸された金地金の換金に加担する結果になることのないように、金地金の買取りに当たってはより一層、厳格にその出所の確認を行うなど、コンプライアンス¹⁰確保に向けた自主的な取組みが強く期待されるところです。

また、金地金の密輸入防止の取組みのためには、密輸入された金地金の国内流 通経路を解明する必要があります。

税関として、密輸の実態把握に向け、輸出入申告を起点とした金地金の流通に 着目し、商社等へのヒアリングにより金地金の流通経路に関する情報の収集を 行いつつ、経済産業省11とも連携を図ります。

第5章 その他

5-1 広報の充実

金銭等を目的とした金地金密輸の「運び屋」としては、国内居住者のみならず、 我が国に住所等を有しない海外居住者を含めた多様な旅客が加担する事案が数 多く発生しています。金地金の密輸は犯罪であり、厳しく処罰される可能性があ る旨を多言語で呼びかける等、広報を充実させ、国内居住者・海外居住者を問わ ず、一般の方が「運び屋」となることの防止を図っていきます。

5-2 体制の強化

第2章以降で述べてきた金地金の密輸に対する具体的な施策を積極的に進めていくためには、税関の体制強化も図っていく必要があります。このため、金地金密輸の水際取締の強化や処罰の強化等に向け、以下のとおり体制の整備・拡充を行っていきます。

まず、各税関に金地金密輸の取締対策グループを設置し、各種対策の着実な実施を進めます。また、財務省関税局内に金地金密輸対策の司令塔としての役割を果たすタスクフォースを新設し、各税関への指示・調整を行っていきます。

この他、第3章3-2でも述べているように、広域化・分業化する密輸の全容 を解明するため、税関を跨いだ金地金の密輸事犯の調査を専門に行う部門(仮 称:特別調査チーム)を新たに編成します。

⁹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)

¹⁰ 関税法において、密輸品を有償又は無償で取得することなどは罰則の適用があります。

¹¹ 現行、金地金の国内流通に関しては、経済産業省資源エネルギー庁が犯罪収益移転防止法に基づく監督行政庁です。

さらに、平成30年度定員要求において、空港等において旅客への検査を行う職員、貨物審査・検査を担当する職員及び犯則事件調査を行う職員などの増員、予算要求においては、門型金属探知機やX線検査装置などの検査機器の整備に必要な経費をそれぞれ要求しています。

参考資料 金密輸の事例集

暴力団組員らが関与した大規模かつ組織的な犯行

平成 27 年 12 月、マカオから那覇空港に入港したプライベートジェット機の 貨物室内から、無申告のスーツケース 4 個に隠匿された金地金約 112kg を発見・ 摘発した事例。調査の結果、消費税約 3,800 万円を免れようとした暴力団関係 者を含む日本人男性 7 名を関税法等違反で告発した。

本件は、複数の暴力団関係者、プライベートジェット機運航会社が共謀して行われた大規模かつ組織的な犯行であった。

その手口は、外国から本邦に到着したプライベートジェット機の貨物室に、スーツケース4個に隠匿した金地金を積載したままこれを税関に申告せず、同機を国内線機として別の空港に向けて出発させることにより密輸入し、到着空港において取り下ろして空港外に運び出そうとしたというもの。

判決においては、主犯者の暴力団幹部 A は懲役 2 年 6 月、罰金 500 万円の実刑、その他共犯者についても懲役刑及び罰金刑、同人らが密輸入しようとした金地金の没収が言い渡された。

なお、本件密輸組織は、同様の手法や民間航空機の旅客手荷物により、計40

回以上にわたり金地金を密輸入し、少なくとも約3,000kg(約140億円相当)を国内で売却していたことが判明している。





【判決】

主犯者・暴力団幹部 A : 懲役 2 年 6 月・罰金 500 万円・金地金 112 点の没収(控訴)

運搬役・暴力団組員 B : 懲役2年(執行猶予4年)[確定]

運搬役・暴力団周辺者 C : 懲役1年6月(控訴)

プライベートジェット機運航会社代表取締役 D : 懲役 1 年 6 月・罰金 200 万円(控訴)

同社従業員 E: 懲役1年6月(執行猶予3年)[確定]

プライベートジェット機機長 F : 懲役 1 年・罰金 100 万円 (執行猶予 3 年) [確定]

同機副機長 G : 懲役 8月 (執行猶予 3年) [確定]

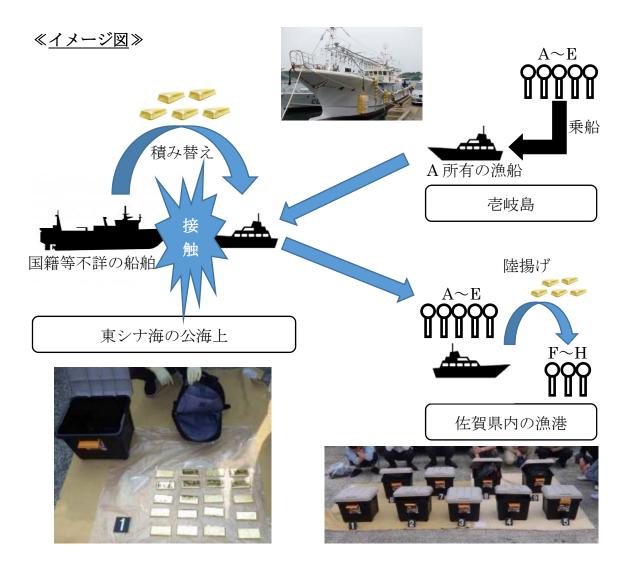
洋上取引による大規模かつ組織的な犯行

平成29年5月、洋上で取引され、漁船により佐賀県内の漁港に陸揚げされた金地金約206kgを発見・摘発した事例。調査の結果、消費税約7,400万円を免れようとした日本人男性7名及び中国人男性3名を関税法等違反で告発した。

本件は、国内外の関係者が共謀し、入念な計画の下に行われた大規模かつ組織的な犯行であった。

その手口は、東シナ海の公海上において、A ほか 4 名が、金地金約 206kg を 国籍等不詳の船舶から A が所有する漁船に積み替え、佐賀県内の漁港において、 国内運搬用の車両を準備して待ち受けた F ら 3 名とともにこれを陸揚げして密輸入したというもの。

その後、関係機関と連携した徹底的な犯則調査により、実行行為には加わっていなかった主犯者である I、Jをも検挙し、計 10 名の告発に至った。



小遣い稼ぎ感覚の一般女性による安易な犯行

平成 28 年 12 月、韓国から中部国際空港に到着した日本人女性 1 名、韓国人女性 4 名に対する入国時の税関検査において、うち 3 名の下着内に隠匿されていた金地金約計 30kg を発見・摘発した事例。調査の結果、消費税約 1,000 万円を免れようとした同人らを関税法等違反で告発した。

本件は、知人関係にある本邦在住の女性グループにより、小遣い稼ぎ感覚で行われた安易な犯行であった。

その手口は、Aが、韓国在住の関係者 X と犯行に関する連絡調整を行いつつ、 小遣い稼ぎ名目で知人関係にあるその他 4名を運搬役として募って韓国に渡航 し、各々が、現地で X から受領した金地金を工作が施された下着の内側に隠匿 し、これを身に付けて密輸入しようとしたというもの。

なお、Aらは、「数年前から同様の密輸入を繰り返し、報酬を得ていた。」と供述しており、常習的な犯行であったことが強く窺われている。







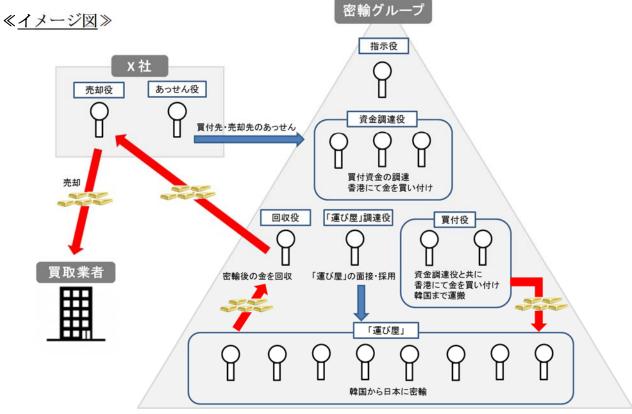
詳細な役割分担の下に行われた組織的な犯行

平成27年9月、韓国から成田国際空港に到着した日本人男女4組8名に対する入国時の税関検査において、免税袋に入れられたキムチの容器内等に隠匿されていた金地金計約33kgを発見・摘発した。調査の結果、消費税約1,200万円を免れようとした同人ら及び日本人男女10名の計18名並びに法人1社を関税法等違反で告発した。

本件は、密輸グループ内外の複数の者が関与し、詳細な役割分担の下に行われた組織的な犯行であった。

その手口は、主犯者である A が密輸ルートや密輸方法等の指示役となり、金地金の買付資金調達役、買付役、『運び屋』調達役、密輸後の金地金の回収役、買付先・売却先のあっせん役、売却役と、密輸グループ内外での役割を詳細に分担した上、「韓国にタダで旅行に行ける上、報酬がもらえる」といった内容のSNSや友人からの口コミで参加した日本人男女8名に密輸入を実行させようとしたというもの。

なお、貴金属買取業者に対する売却実績から、本件詐欺グループは、過去に少なくとも約25億円相当の金地金を売却していたことが判明しており、密輸入された金地金の売却により、約2億円の不正な利得を得ていたことが強く窺われている。

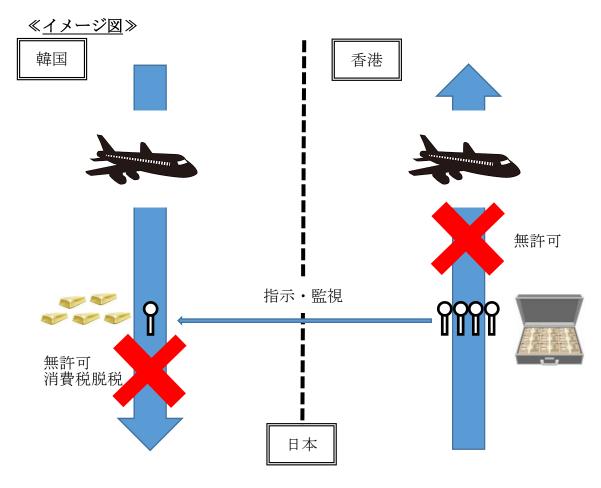


多額現金の不正輸出との関連も窺われる犯行

平成29年4月、福岡空港から香港に向けて出国しようとした韓国人男性4名が携行バッグ内に隠匿していた多額の現金について、税関長の許可を受けずに不正に輸出しようとしたとして摘発した。調査の結果、同人らが、1週間前に同空港において摘発した金地金約6kgの密輸入事件にも関与していたことが判明し、両事実について同人らを関税法等違反で告発したほか、金地金の密輸実行犯である韓国人男性1名を併せて告発した事例。

本件犯則者らは、いずれの事実についても否認・黙秘を貫いており、不正に輸出しようとした多額の現金の出処に関して語っておらず、また、金地金の密輸入に関しては関与も否認していることから、両事件の詳細は明らかとなっていない。

しかしながら、同人らの出入国状況、メール、貴金属買取業者への売却実績等の証拠関係からは、同人らが金地金の密輸入、密輸後の金地金の売却、売却後の現金の国外への持ち出しといった一連の行為を、組織的かつ反復継続的に行っていたことが強く窺われている。



公務員による順法精神を欠く軽率な犯行

平成 29 年 3 月、韓国から福岡空港に到着した日本人男性に対する入国時の税 関検査において、両足裏や股間にテープで巻き付けて隠匿されていた金地金約 3 kg を発見・摘発した事例。調査の結果、消費税約 100 万円を免れようとした 同人を関税法等違反で告発した。

本件犯則者は、法令を遵守する義務を負う立場にある公務員であり、本件は、報酬欲しさに安易に「運び屋」を引き受けた、順法精神を欠く軽率な犯行であった。

【判決】

懲役1年(執行猶予3年)(控訴)

累犯者による規範意識の認められない悪質な犯行

平成 27 年 1 月、香港から関西国際空港に到着した日本人男性に対する入国時の税関検査において、携行バッグ内に隠匿されていた金地金約 1 kg を発見・摘発した事例。調査の結果、消費税約 40 万円を免れようとした同人を関税法等違反で告発した。

本件犯則者は、異なる罪種であるものの複数の前科を有する者であり、本件は、 輸入申告手続が面倒であるなどして、前刑出所後約3年で行われた規範意識の 認められない悪質な犯行であったことなどから、懲役8月の実刑、同人が密輸入 しようとした金地金の没収が言い渡されている。

【判決】

懲役8月・金地金1個の没収 [確定]



金の密輸は必ずばれる Gold smuggling is exposed

